

公立大学法人会津大学理事長の選考に関する細則

(平成 19 年 10 月 19 日細則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続き等に関する規程（以下「規程」という。）第 13 条の規程に基づき、理事長の選考手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(選考手続の公示)

第 2 条 大学ごとの理事長選考会議は、次の各号に定める事項を理事長候補者受付開始日前に公示しなければならない。

- (1) 理事長候補者の推薦受付期間及び立候補者の受付期間
- (2) 理事長候補者の資格
- (3) その他必要な事項

2 公示の方法は、公示書を会津大学及び会津大学短期大学部（以下「両大学」という。）のホームページに掲載してこれを公示するものとする。

3 第 1 項第 1 号の理事長候補者の推薦受付期間及び立候補者の受付期間は 5 日以上とする。

(理事長候補者の推薦及び理事長候補者の立候補)

第 3 条 規程第 5 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号の規程により理事長候補者を推薦しようとする者は、総務予算課長及び短期大学事務室長を経由のうえ、理事長候補者推薦書（様式第 1 号）を両大学の理事長選考会議それぞれに提出しなければならない。

2 規程第 5 条第 4 号の規程により理事長候補者に立候補しようとする者は、総務予算課長及び短期大学事務室長を経由のうえ、立候補届（様式第 2 号）を両大学の理事長選考会議それぞれに提出しなければならない。

(選考方法)

第 4 条 規程第 6 条第 1 項の意思確認は理事長候補者推薦書（様式第 1 号）及び立候補届（様式第 2 号）により行う。

2 規程第 6 条第 2 項の意向調査は投票により 1 回限り行い、その事務は総務予算課長及び短期大学事務室長において行う。なお、課長及び室長は意向調査投票日に先立ち予備投票日を設け投票の機会の付与に配慮するものとする。

3 課長及び室長は意向調査結果を選考会議に報告するものとする。

4 規程第 6 条第 2 項の意向調査は理事長候補者が 1 名の場合には、これを実施しないものとする。

(選考結果の公表)

第 5 条 両大学の理事長選考会議は、規程第 7 条の選考結果の通知を行った後、理事長選考結果（意向調査結果を含む。）を公表するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 19 年 10 月 19 日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成 26 年 12 月 8 日から施行する。